

パートナーシップ制度の比較表

	東京都渋谷区	東京都世田谷区	三重県伊賀市	兵庫県宝塚市	沖縄県那覇市	北海道札幌市 (政令指定都市)	福岡県福岡市 (政令指定都市)	
根拠	渋谷区男女平等および多様性を尊重する社会を推進する条例	世田谷区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱	伊賀市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱	宝塚市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱	那覇市パートナーシップ登録の取扱いに関する要綱	札幌市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱	福岡市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱	
開始	H27.10.28 開始 同 11.5 より交付	H27.11 開始	H28.4 開始	H28.6.1 開始	H28.7.8 予約開始	H29.6.1 開始	H30.4.2 開始	
利用状況	27組 (H30.3.23 時点)	65組 (H30.3.12 時点)	4組 (H30.3.12 時点)	0組 (H30.3.12 時点)	19組 (H30.3.12 時点)	36組 (H30.3.12 時点)	1組 (H30.4.2 時点)	
要件	年齢	20歳以上						
	性別等	戸籍上の性別が同一	性を同じくする		戸籍上の性別が同一	一方又は双方が性的マイノリティの者		
	住所地	渋谷区居住かつ住民登録	区内に在住であること、または、一人が区内在住で、もう一人が区内への転入を予定していること	双方または一方が市内在住であり、一方が市内に住んでいない場合は市内に転入の予定であること	住所につき、下記のいずれかに該当すること i) 2人とも那覇市民 ii) 1人が那覇市民、もう一人が市内への転入を予定していること iii) 2人とも市内への転入を予定していること	市内に住所を有する、または、市内への転入を予定していること	市域内に住所を有していること (市域内への転入を予定している場合を含む)	
	配偶者	配偶者がいないことおよび相手方当事者以外のパートナーがいないこと	・法律上の婚姻関係にないこと ・他の人とパートナーシップ宣誓をしていないこと	独身であること	配偶者がいないこと及び当事者以外の者と同姓カップルでないこと	配偶者がいないこと、かつ、申請者以外の者とのパートナーシップの関係がないこと	双方に配偶者がいないこと及び他にパートナーシップの関係にないこと	配偶者がいないこと及び相手方当事者以外の者とのパートナーシップがないこと
	その他	・近親者でないこと ・任意後見契約に係る公正証書及び合意契約に係る公正証書があること (任意後見契約に係る公正証書については例外あり)	・親子または兄弟姉妹ではないこと ・同性カップルの共にする生活が公序良俗に反するとき認められるときは、宣誓書の受領はしない			・互いを人生のパートナーとし、継続的に共同生活をしている、又はそうしようと約束していること ・パートナーシップの関係が公序良俗に反すると認められるときは、登録を行わない。	・三親等内の血族関係がないこと ・パートナーシップ関係が公序良俗に反するものではないこと	・当事者同士が近親者 (直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう) でないこと

		・公序良俗に反しないこと						
書類	住民票			・住民票		・住民票抄本	・住民票	・住民票の写し
	戸籍	・戸籍謄本又は戸籍全部事項証明書				・戸籍抄本		・戸籍抄本 (または独身証明書)
	独身証明書			・独身証明書	・独身証明書		・独身証明書	・独身証明書 (または戸籍抄本)
	本人確認	・本人確認書類	・本人確認書類	・本人確認書類	・本人確認書類	・本人確認書類	・本人確認書類	・本人確認書類
	その他	・公正証書の正本又は謄本	・年齢、住所確認をできる資料					
費用		・公正証書の費用 ・証明手数料 300円	無料					
関係終了	解消	解消届（一方からの届出も可）：義務	廃棄申出書（一方からの届出は不可）：任意	解消届（一方からの届出も可）：義務	返還届（一方からの届出は不明）：義務	事実届（一方からの届出も可）：義務	返還届（一方からの届出は不明）：義務	返還届（双方からの届出を予定）：義務
	転出	返還届：義務	廃棄申出書：任意	解消届：義務	返還届：義務	事実届：義務	返還届：義務	返還届：義務
	一方の死亡	返還届：義務	廃棄申出書：任意	不明	返還届：義務	事実届：義務	返還届：義務	返還届：義務
備考	公営住宅の申し込み可	公営住宅の申し込み可	公営住宅の申し込み可			公営住宅の申し込み可	性別違和等市長が特に認める場合は、通称名使用可	・公営住宅の申し込み可 ・性別違和等市長が特に認める場合は、通称名使用可

条文	前文	1条 趣旨	1条 趣旨	1条 趣旨	1条 趣旨	1条 趣旨	1条 趣旨	1条 趣旨
	第1章 総則	2条 定義	2条 定義	2条 定義	2条 定義	2条 定義	2条 定義	2条 定義
	1条 目的	3条 パートナーシップの宣誓	3条 パートナーシップの宣誓をしようとする同性カップルの要件	3条 パートナーシップの宣誓をしようとする同性カップルの要件	3条 申請者の要件	3条 申請者の要件	3条 宣誓の対象者の要件	3条 宣誓の対象者の要件
	2条 定義	4条 宣誓書の写し等の交付	4条 宣誓の方法	4条 宣誓の方法	4条 申請の方法	4条 申請の方法	4条 宣誓の方法	4条 宣誓の方法
	3条 男女の人権の尊重	5条 宣誓書の写し等の再交付	5条 受領証等の交付	5条 本人確認等	5条 パートナーシップ登録	5条 パートナーシップ登録	5条 本人確認	5条 通称名の使用
	4条 性的少数者の人権の尊重	6条 宣誓書の保存	6条 同性カップルの解消	6条 受領証の交付	6条 登録証明書の交付等	6条 登録証明書の交付等	6条 受領証の交付	6条 受領証の交付
	5条 区及び公共的団体等の責務		7条 委任	7条 受領証の再交付	7条 登録の事実に関する証明	7条 登録の事実に関する証明	7条 受領証の再交付	7条 受領証の再交付
	6条 区民の責務			8条 受領証の返還	8条 届出及び返還	8条 届出及び返還	8条 受領証の返還	8条 受領証の返還
	7条 事業者の責務			9条 補則	9条 登録の変更、削除等	9条 登録の変更、削除等	9条 受領証の返還	9条 補則
	8条 禁止事項				10条 通称名の使用	10条 通称名の使用	9条 通称名の使用	
	第2章 男女平等と多様性を尊重する社会の推進に関する施策				11条 補則	11条 補則	10条 宣誓書の保存	
	10条及び11条 区が行うパートナーシップ証明						11条 補則	